

許可・登録不要の「たすけあい活動」について

— 実践事例や最新の制度解釈など —

NPO法人 全国移動サービスネットワーク 副理事長 河崎民子



【 コンテンツ 】

- **地域で支え合う 住民主体の取組み事例**
- **補助できる範囲 & 法制度解釈の最新情報**

全国の住民主体の取組み事例 実施事例パターン

- 1 法人の「**公益的な取組**」等と**地域が連携**
- 2 地域が「**生活支援と一体的に**」**外出を支援**
(自治体が総合事業等の**補助金**で**上記を支援**)



支援形態・目的地		使用車両		運転と付添・添乗	調整
1【乗りあって】 定期的な実施 毎週水など	買物支援	法人の車	(個人の車)	法人職員 またはボランティア	ボランティア、 社協や地域包括
	居場所への送迎				
	巡回				
2【個別に】	通院など個人ニーズ（生活支援と一体）	法人の車	個人の車	ボランティア(1人で支援するケースが多い)	ボランティア 社協や地域包括

みずほサポートクラブ（海老名市）

経過	・海老名みずほハイツ住宅（1978年竣工、5階建、7棟、240世帯）では、居住者の高齢化が課題になっていた。エレベーターがなく、階段昇降に難儀を覚える人の転居も続いていた。・終の棲家とする居住者へ日常生活支援を行い、住み慣れた所で心豊かに生活し続けるようにしたいと、有志6人が立ち上がった。2012年6月活動開始
ポリシー	・依頼されたら基本的に断らない。やってみてできないものは専門業者を紹介 ・直接命に係る活動は無償で行う。AEDの設置、徘徊者の捜索など
現在の会員数	賛助会員（年会費1口1,000円/口数は問わない）89人：今は利用しないがいつか世話になるという思いの会員もいる サポート隊員（活動協力者）14人 理事6人（会長1、副会長1）監事1
日常生活 支援事業	・生ごみや資源ごみ、粗大ごみの運搬 ・電球や蛍光灯の取替 ・家具等の移動 ・散歩の同行 ・病院や買物等への送迎や付添 ・ワクチン接種会場への付添 ・洋服の直し等 ・雨戸や障子の張替え ・樹木剪定 草取り等
「喫茶すまいる」 の活動	・みずほハイツ集会所において月2回開業 高齢者の見守りや交流・安否確認の場。コロナ禍では、10人以内という利用制約があり、見守りを兼ねてコーヒー等のテイクアウトを実施 利用は無料 ＊募金箱を設置して地区社協の共同募金に協力（2021年度 募金額164,182円）
季節の花々等 鑑賞会や講演会	・鑑賞会は、通常は年8回実施 コロナ禍の2021年度は、5月、6月、11月に3回実施 ・講演会は通常年4回開催 2021年度は開催を断念
収入	2021年度 日常生活支援事業：894件/192,712円 会費：1人1,000円以上(89名)&寄付金 計81,700円 補助金（「喫茶すまいる」に対する一般介護予防事業補助）46,500円
課題	後継者の育成など



海老名みずほハイツ Googleマップから

【個別に】生活支援と一体的に支援「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」 長野県 須坂市

形態:生活支援 車両:公用車 & ボランティア車 運転 & 付添:ボランティア 許可・登録不要

互助活動

経過

- ・2017年「旭ヶ丘地域づくり推進プロジェクト」が「ふれあい交通班」を組織し、たすけあい送迎を検討
- ・移動手段に関するアンケート調査を実施
- ・2021年9月 厚労省の老健事業(アドバイザー派遣)に長野県がエントリーして支援を受け、生活支援として実施することになった。行政は「訪問型サービスB」の補助で支援
- ・2022年5月 旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会を設立
9月事業スタート

実施方法

【支援の内容】①衣類の整理 ②衣類の裾上げ ③家具の移動 ④話し相手 ⑤買物や通院等の付添い ⑥スマホやパソコン、Wi-Fi等の悩み相談 ⑦棚の取付け ⑧電球の交換等
【利用料】 30分400円 以後30分ごとに400円
【年会費】 1000円
【車両】 旭ヶ丘ふれあいプラザの車両 & ボランティアの車両

地域活動日

【活動地域】 旭ヶ丘地区内（買物や通院等は須坂市内・小布施町内も可）【活動日】 当面 週2日

旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会 提供資料から

2022年9月16日 信濃毎日新聞

買い物や通院の支援 有料で試行



通院を終えた利用者を自宅へ送り届けるサポーター(左)

生活全般の困り事も対応

須坂市旭ヶ丘地区の住民有志が「旭ヶ丘地区生活たすけ合いの会」を結成し、生活支援サービスの試行を始めた。買い物や通院などの外出支援をはじめ、パソコンの使い方の相談や家の片付けといった生活全般の困り事の解消に取り組む。

須坂旭ヶ丘地区 有志が「たすけ合いの会」

高齢者の外出手伝います



【個別に】生活支援と一体的に支援「隠おたがいさん」 三重県名張市

形態:生活支援

調整&車両:団体

運転&付添:ボランティア

許可・登録不要

【基本目標】

名張地区の原風景と人情息づく魅力ある街づくりを目指し、援助を求めている人と援助できる人が、共に対等な関係で相互に助け合うことで、名張地区に助け合いの輪を広げ、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりに寄与することと、会員の連携と助け合いを目的とし、以下の事業を実施します。

1.生活支援事業（安否確認・家事手伝い・庭の管理・話し相手・通院・買い物・市役所・お墓参り・その他）

2.スタッフ会議

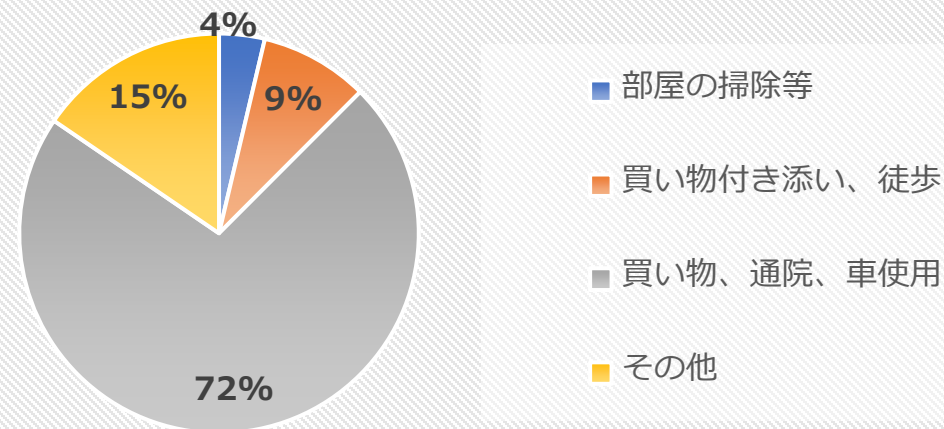
3.関係機関との連携

4.広報活動

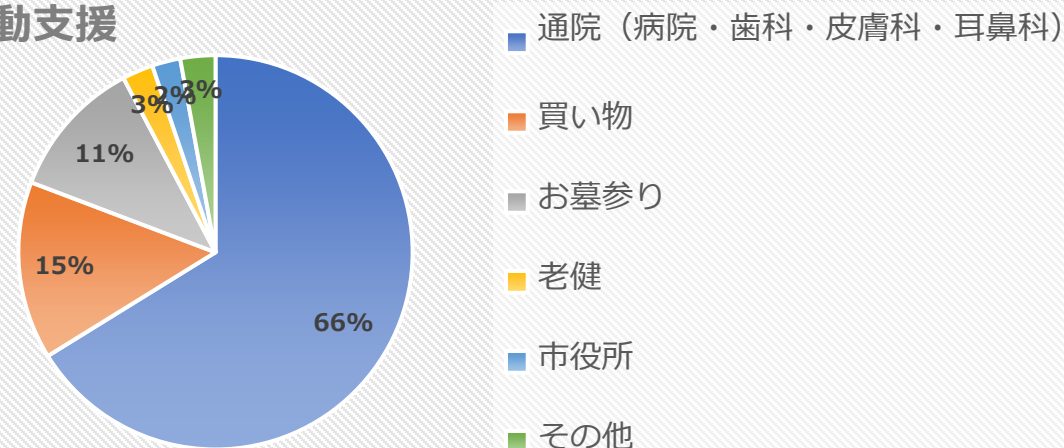
年4回「隠おたがいさん通信」発行

令和4年3月	令和4年4月	令和4年7月
115件	93件	167件
(移動支援) 84件	(移動支援) 67件	(移動支援) 125件

生活・移動の年間支援状況



移動支援



隠おたがいさん 代表 福山悦子氏発表資料から

【個別に】生活支援と一体的に支援 「成瀬お助けたい」 東京都 町田市

形態:生活支援 車両&運転&付添:ボランティア

許可・登録不要

互助
活動

経過

- ・2019年1月から 高齢者や障害者などへの日常生活支援サービスを始めた
- ・2020年 町田市地域支え合い型ドライバー養成研修を受講したメンバーの1人が ニーズの高かった車による支援の仕組みを知り、講師を呼んで会で学習会
- ・「車による支援」をサービスに取込んだ。2021年12月には更にメンバー 4 人が養成研修を受講

実施
方法



支援の内容 **【庭仕事】**庭の手入れ、雑草取り、花壇の水まき、簡単な剪定など**【大工仕事】**簡単な大工仕事、通販購入品の組立、電球交換など**【家事】**ゴミ出し、洗濯、調理、買い物、洋服の直しなど**【ちょっとした力仕事】**雪かき、犬の散歩、廃品の移動、身辺整理など **【移動支援】**病院、買い物等の車による付添・同行 **【その他】**湿布薬張り、話し相手、刃物研ぎ、子育て支援など

活動地域：成瀬 1 ～ 3 丁目、成瀬台1～2 丁目、西成瀬(約4,500戸)

サポーターズ（支援する人）：46名（2022.1月現在）

利用料金：お助けたい 1 人30分500円（70%をサポーターズに還元、ガソリン代実費は会から支給）

連携

賛助会員(賛同して賛助金を出している地域の会社、店舗)：46社

後援：町田市南第3 高齢者支援センター

町田市社会福祉協議会 成瀬中央シニアクラブ



「成瀬お助けたい」代表 玉木 徹氏作成資料から

通達「道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について」

互助
活動

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」

令和元年10月、令和4年3月改定

<https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/content/001474492.pdf>



「許可・登録を要しない輸送」の検討

自家用有償旅客運送は有料なのよね
じゃあ許可・登録を要しない輸送
って無料なの？



ちょっとの範囲で
移動支援サービスができればいいんだけど・・・

有償での輸送サービスの利用が難しい場合、地域の移動ニーズに対応するためには、ボランティアや地域の助け合いといった活動の力を借りて、地域の足を確保することも考えられます。

日常の買い物や自宅と病院の間の移動など、移動ニーズに対応して「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送」という形で、自家用車（白ナンバー）を使って高齢者等を輸送するサービスを実施することができます。

(4)-3 子供の預かりや家事・身
辺援助の提供が中心となるサー
ビスを提供するものであって、運送
に対する固有の対価(ガソリン代)
の負担を求めない場合



つまり、草とりや掃除などのサービス
と、車両を使うサービスが**すべて一
律の料金体系**となっていて、車を使
う場合も別料金の設定がない
(ガソリン代実費はもらえない)

国交省旅客課：乗車中も時間にカウントし
て良いという判断を地方運輸局に連絡
2021.11.02

国土交通省「高齢者の移動手段を確保
するための制度・事業モデル パンフレット」
2022年 3月

(例3) 家事・身辺援助サービスの一環として送迎をする場合

家事・身辺援助の提供が中心となるサービスにおいて、そのサービスの一環として輸送
サービスを提供し、運送の対価を求めない場合

家事や身辺援助が中心となるサービスにおいて、車両による送迎を行い、運送の対価を求めない
場合や、家事や身辺援助が中心となるサービスを実施するなかで、結果的に送迎のみのサービス
が提供されたとしても、あくまでサービス全体では家事や身辺援助が中心となるサービスが提供さ
れている場合は、許可・登録は不要です。たとえば、買い物の付き添いをした場合に、車に乗って
スーパーへ行っても歩いてスーパーに行っても料金体系が同じであれば、許可・登録は不要です。

料金が同じなので OK	買い物支援(送迎つき)	30分 300円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円
料金が違うの でNG	買い物支援(送迎つき)	30分 350円
	買い物支援(送迎なし)	30分 300円

許可・登録を要しない運送で行うとき まとめ

国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット」2022年3月改定版から作成

利用者から**団体**が収受できるもの

- ・ 自発的な謝金や寄付
- ・ ガソリン代実費・道路通行料・有料駐車場代
- ・ 付添にかかわる人件費
 - ・ 運転行為は× 買物中の見守り○
 - ・ 2人体制の付添は○
- ・ 生活支援と同じ料金体系による支援

※この場合ガソリン代実費の収受は×

- ・ 利用調整に係る人件費
 - ・ (保険に係る費用は×)

団体が**運転ボランティア**に供与できるもの

- ・ **人件費**（運転役務等に係る報酬を含む）
- ・ ガソリン代実費
- ・ 車両提供に係る費用（自動車保険料等）

自治体が**団体**や**ボランティア**に支援できること

- ・ **補助金**の拠出
- ・ 介護予防**ボランティア**ポイントの付与
- ・ 車両の提供（リース料を含む）
- ・ 維持費（自動車税、車検、駐車場代等）
- ・ 自動車保険など各種保険料



国土交通省「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデル パンフレット」

2022年3月 改定の大きなポイント



許可登録不要**モデル A**（NPO や社会福祉法人、自治会が実施）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル B**（市町村が実施）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル C**（利用者負担あり、自治体からの補助金あり、運送主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル D**（利用者負担あり、自治体からの補助金なし、運用主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル E**（訪問型サービスB又はDとして 実施する送迎、運送主体は様々）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

許可登録不要**モデル F**（会費や施設利用料で運営、自治体からの補助金なし）

- 運送主体であるNPO等は、運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。

総合事業等における補助金の対象経費

令和3年3月「介護予防・日常生活支援総合事業等に基づく移動支援サービスの創設に関する調査研究事業」報告書から(p76) 三菱UFJ リサーチ&コンサルティング（厚生労働省「老人保健健康増進等事業」）⑮～㉔の説明は次シート

		類型① 訪問Dケース1	類型②訪問Dケース2 通所や一般介護サロン	類型③通所B	類型④ 訪問B
		通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援⑮	通所型サービス・通いの場の運営主体と別の主体による送迎⑰	通所型サービス・通いの場の運営主体と同一の主体による送迎	生活援助等と一体的に提供される送迎⑳
直接経費	ボランティア奨励金	○㉑	○㉒	○	○
	ガソリン代等実費	×	○	○	○
	自動車保険の保険料㉓	×	○	○	○
	活動用の保険の保険料㉔	○	○	○	○
	車両維持・購入費	×	○	○	○
間接経費	コーディネーター人件費	○	○	○	○
	家賃・通信費等	○	○	○	○

⑮「地域支援事業実施要綱（P.21）」より、『（抜粋）通院等をする場合における送迎前後の付き添い支援であるので、移送に関する直接経費は対象とならず、サービスの利用調整の人件費等の間接経費のみが対象となる』

⑯「地域支援事業実施要綱（P.21～22）」より、『（抜粋）対象経費については、間接経費のほか、ガソリン代等送迎にかかる実費、車両購入費等に対する補助等、具体的な対象経費について費用の効率性の観点から市町村において判断』

⑰「地域支援事業実施要綱（P.10）」より、『（一部抜粋）…様々な経費について、市町村がその裁量により対象とすることを可能とするほか、…**奨励金（謝金）を補助の対象とすることも可能である。**…運営費の一部を補助するものであるが、例えば補助率を設定せずに年定額での補助を行うことも可能である』

⑱ **道路運送法の許可・登録の有無によらず、送迎前後の付き添い支援を対象とした奨励金のみ可。**

⑲ **道路運送法の許可・登録を受けている場合は、送迎前後の付き添い支援のみでなくボランティア運転者の送迎を対象とした奨励金を補助することが可能。**

⑳「団体が所有する車両の自動車保険」、および「マイカー等を使用する移動支援ボランティアの活動中の自動車事故を対象とした自動車保険」

㉑ ここでは、自動車に乗車していない乗降前後の付き添い支援の際の事故などを対象とする保険をイメージ。「移送に関する直接経費」には該当しないため、いずれの類型においても補助対象経費となる。

ボランティア活動は支援したい。だが「**従前どおり(みなし)**」のサービスで**総合事業の予算は手一杯**。とても総合事業では補助できない

市町村 の声

総合事業の対象者は主として**要支援者や事業対象者**。1/2以上ルールがあるが、総合事業での補助は**ボランティアや地域の思いにフィットしない**

インセンティブ交付金(保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金)の 活用・充当

● **保健福祉事業**＜静岡県島田市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から ※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：保健福祉事業の対象者(**高齢者**(要介護認定者・総合事業対象者含む))
- ・**総事業費**：85万3千円(推進交付金)
- ・**事業内容**：住民主体の団体に対する運営費の補助、運転ボランティア養成研修の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(6)生活支援体制の整備

● **地域支援事業**(生活支援体制整備事業)＜奈良県御所市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：**住民**
- ・**総事業費**：50万円(推進交付金10万円)
- ・**事業内容**：移動付添ボランティア人材育成講座の開催
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(6)生活支援体制の整備

● **保健福祉事業**＜島根県松江市＞

- ・**新規事業** 令和3年度から ※継続的な事業として実施
- ・**事業対象者**：町内会や社協及びその組織内の団体で、**構成員が65歳以上**を含む3人以上であること
- ・**総事業費**：35万円(推進交付金)
- ・事業内容：保険料、消耗品費、利用調整人件費
- ・令和4年度**評価指標分野**：Ⅱ(2)包括・地域ケア会議 (5)介護予防/日常生活支援 (6)生活支援体制の整備

近畿厚生局主催「市町村セミナー」の事後質問から 令和4年11月8日

【質問】

河崎氏の基調講演のスライド47ページの中で

- ・団体が運転ボランティアに供与できるもの＝人件費（運転役務報酬）
- ・自治体が団体やボランティアに支援できるもの＝補助金の拠出とあるが、

自治体が団体やボランティアへ拠出した補助金が事実上、団体が運転ボランティアに供与する人件費に還流する可能性が想定されるが、問題ないか？

自治体の人件費ではない補助金（車両維持管理や付き添い費など）として拠出しても、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源になったりすることも考えられる。

また、2022年3月に「団体が運転ボランティアに人件費を供与できることになった」との説明があったが、国からの通知や何かで明文化されている資料などはあるか。

【回答】近畿運輸局（旅客第1課:大石信太郎係長）

・自治体の人件費ではない**補助金**として拠出した金銭が、団体が運転ボランティアに供与する人件費の資金源となった場合については、**運転者人件費と特定した補助金にはあたらないため、許可等は要しないものと扱われます。**（運転者への運転行為に用途を特定した補助金は不可と解しています。）

・自治体からの補助金の有無にかかわらず「**団体が運転ボランティアに人件費を供与することについては、従来から特段禁止されていたものではないが、**「高齢者の移動手段を確保するための制度・事業モデルパンフレット（国交省）」

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000012.html

が2022年3月に改正され、**可能である旨が明確化された。**

具体的には、本パンフレットp24に「運送主体であるNPO等は**運転者に対して運転役務に対する報酬を支払うことができます。**」との記載がされた。

・なお、同p24では、1点目のお尋ねの回答に関連する改正（「運転者への報酬といった**運転する行為への人件費については補助できない**」との趣旨の明確化）も同時に行われたところなので、参考にお知らせします。以上となります。

※国会でも吉井章議員（京都選出）の質問に同様な回答を堀内自動車局長が行っている。令和4年10月27日

<https://www.youtube.com/watch?v=0neIUFuI24s>

第210回国会 参議院 国土交通委員会 第2号 令和4年10月27日

<https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=121014319X00220221027>

○吉井章君 自由民主党、京都の吉井章でございます。私、京都市会議員を15年務めてまいりました。そういった意味におきましても、厳しい地方の状況、分かっていたきたい、そういった思いも込めまして質問をさせていただきます。最初に、地域交通対策についてであります。地域交通リデザインについてお尋ねをしたい・・・（略）

○吉井章君 おっしゃったように、大変厳しい状況になっております。実は、都市部から外れた中山間地だけではなく、都市部、市内周辺部に大変厳しい状況になっているということも見受けられます。（略）

○吉井章君 ここで、**地元で頑張っている地域ボランティアバスについて少し紹介をしたい**というふうに思っております。（略）

しかし、**何としても住民の足を確保する**ということで、**利用者にとって負担の少ない住民ボランティアによる無償運送を実施する方針を決定**されました。令和4年4月1日から、行政の補助、活用して、実証運行を今されているところであります。

しかし、2点の理由から持続的な運行が難しい現状、状況にあります。

それは、**利用者からいただく経費が極めて限定されており、運営に必要な諸経費、安全対策費、そして人件費等を調達することが困難である**ということ。また、運転士について、高齢であることや報酬の支払が制約されていることで、今後、**安定的に運転士を確保することが困難**であります。

そこで、住民主体の運送サービスへの支援制度を新たに創設するなど、**地域又は支援を行う自治体に対する財政支援の充実**をお願いしたい。また、**無償運送を実施する場合でも、運転士を安定して確保し、持続的な運営を可能とするため**、運営に必要な諸経費の一部、安全対策費、運転士への謝礼等を利用者から徴収できるよう、**いただく対価の範囲の緩和をお願いしたい**というふうに思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考（堀内丈太郎君：自動車交通局長） お答え申し上げます。無償のボランティア運送におきましては、先生御指摘のとおり、利用者から収受できる対価はガソリン代、駐車場料金などに限られております。ドライバーに対する報酬分の費用を利用者から収受することはできない、このようになっております。**ただし**、こうしたボランティア運送におきましても、自治会などの運送主体が、自治会運営に対する**一般的な補助金**や利用者以外の方からの**寄附金**などを元に**ドライバーに対して運転の報酬を支払うことは可能**となっております。